

別添

令和2年 夏の交通安全県民運動実施要綱



実施期間 令和2年7月11日（土）から7月20日（月）までの10日間

目的 県民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る。

スローガン 安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

運動の重点

- 1 子供と高齢者の交通事故防止
- 2 自転車と二輪車の安全利用の推進
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 各市町交通安全対策協議会等が決定した事項の推進



統一主要行事

行事名	実施日	内 容
運動事前広報 街頭指導の日	7月10日 (金)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
子供と高齢者の 交通事故防止の日	7月15日 (水)	子供と高齢者を対象とした交通安全講習会や参加・体験・実践型の交通教室を開催し、交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。
飲酒運転根絶の日	7月17日 (金)	飲酒運転の悪質性・危険性及び交通事故の悲惨さを訴えることで県民の規範意識を高めるとともに、飲食店等における運転者への酒類提供の禁止を徹底させ、「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進し、飲酒運転根絶の気運の定着を図る。

静岡県交通安全対策協議会

子供と高齢者の交通事故防止

- 1 子供の交通事故防止
 - (1) 安全に道路を通行するための幼児・児童生徒とその保護者に対する安全教育・広報啓発活動の推進
 - (2) 通学路における幼児・児童生徒の安全の確保
 - (3) 夏休み期間中の交通安全に関する指導の実施
- 2 高齢者の交通事故防止
 - (1) 高齢運転者を支援する被害軽減ブレーキや踏み間違い時加速抑制装置などが搭載されたセーフティ・サポートカーの普及促進
 - (2) 広報啓発活動等を通じ、加齢に伴う身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進



自転車と二輪車の安全利用の推進

- 1 自転車の安全利用の推進
 - (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの周知徹底
 - (2) 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進
 - (3) 自転車事故の被害軽減に効果的なヘルメット着用を促進する広報の実施
- 2 二輪車の安全利用の推進
 - (1) 自動車間のすり抜けや側方通過、割り込み等の危険性を理解させ、交通ルールの遵守を促す街頭活動の実施と安全教育の推進
 - (2) 安全な速度や操作等の実践に関する安全教育及び街頭指導の実施
 - (3) プロテクターやエアバッグジャケット等の被害軽減につながる装備着用とヘルメットのあごひもをしっかり締める等の正しい着用についての広報推進



飲酒運転の根絶

- 1 地域、職場、家庭内における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 2 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- 3 飲酒運転の悪質性・危険性を踏まえた運転者教育の推進
- 4 自動車運送事業者等に対するアルコールチェッカーを活用した飲酒運転根絶の取組推進



各市町交通安全対策協議会等が決定した事項の推進

令和2年度交通安全運動基本方針において、各市町交通安全対策協議会等が策定した年間事故防止重点を中心とした対策の推進